なることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならないものとした。（第九条第三項及び第四項関係）

2　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置

㈠　国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとした。（第三四条の二関係）

㈡　国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものは、次の方法により、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当する余裕金の運用を行うことができるものとした。（第三四条の三関係）

⑴　金融商品取引法（昭和二三年法律第二五号）に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

⑵　預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）

⑶　信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

その他

3　㈠　文部科学大臣が1の㈡若しくは2の㈠の認可又は2の㈡の⑵の指定をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならないものとした。（第三六条関係）

㈡　2の㈡に違反して業務上の余裕金を運用したときの罰則を定めることとした。（第四〇条関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（法律第三九号）（農林水産省）

一　漁船損害等補償法の一部改正関係

1　漁船保険組合の設立認可の要件等の見直し及び漁船保険中央会の廃止

㈠　漁船保険組合（以下「組合」という。）の種類及び区域の制限を廃止することとした。（旧第七条関係）

㈡　組合の設立認可の要件として、保険金の支払に充てることのできる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないときに該当しないと認められるときを追加することとした。（第一六条第一項第三号関係）

㈢　解散した組合の残余財産は、定款で定めるところにより選定された組合又は漁業共済団体に帰属するものとし、これにより処分されない財産は、国庫に帰属することとした。（第一九条第二項及び第六〇条関係）

㈣　農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならないこととした。（第八五条第三項関係）

㈤　農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その組合に対して、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができることとした。（第八六条第一項関係）

㈥　漁船保険中央会（以下「中央会」という。）を廃止することとした。（旧第四章関係）

2　漁船保険等の塡補範囲の拡大等

㈠　普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険の塡補範囲に、戦争、変乱その他政令で定めるこれらに準ずるものによる滅失、沈没、損傷その他の事故を含めるとともに、特殊保険を廃止することとした。（第三条関係）

㈡　農林水産大臣は、漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険（いずれも特約により特定事故（戦争、変乱その他政令で定めるこれらに準ずるものによって生じた事故をいう。以下同じ。）により支払われる保険金に係る部分（以下「特定特約部分」という。）に限る。）の保険料率についての保険約款の変更を命ずることができることとした。（第四四条の二第三項関係）

㈢　保険料率を次のとおり定めることとした。

⑴　普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険の純保険料率は、基本部分（特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分をいう。以下同じ。）及び特定特約部分ごと（漁船船主責任保険にあっては、塡補区分ごと並びに基本部分及び特定特約部分ごと）に定め、これらの保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出（漁船乗組船主保険にあっては、純保険料の収入と保険金の支出）とが長期的に均衡を保つように定めなければならないこととした。

⑵　普通損害保険、漁船船主責任保険（支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる塡補区分（以下「特定塡補区分」という。）を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料率は、これらの保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率（普通損害保険にあっては、農林水産大臣が危険区分ごとに定める通常純保険料率と異常純保険料率とを合計して得た率）としなければならないこととした。

⑶　普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の特定特約部分の純保険料率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならないこととした。

⑷　漁船船主責任保険（特定塡補区分に限る。）及び漁船乗組船主保険の純保険料率は、これらの保険に係る危険率を基礎として定めなければならないこととした。（第一一三条の四、第一一八条の二、第一二四条及び第一二六条の三関係）

㈣　特定事故については、特約がなければ、これによって生じた損害を塡補する等の責めを負わないこととした。（第一一三条の六第一項、第一一三条の一二第一項、第一一九条第一項、第一二五条第一項及び第一二六条の四第一項関係）

二　漁業災害補償法の一部改正関係

1　養殖共済に係る規定の整備

㈠　全員加入制度の廃止

都道府県知事が定める一定の水域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあったときに限り、共済契約を締結できることとする制限を廃止することとした。（旧第一一八条第三項関係）

㈡　内水面養殖業に係る規定の整備

共済契約の締結の制限及び共済責任期間について、内水面において営む養殖業に係る規定を整備することとした。（第一一八条第一項及び第一一九条関係）

2　特定養殖共済の義務加入制度の見直し

都道府県知事が定める区域ごとに特定養殖業者の三分の二以上が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをした場合等において、当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みを義務付ける特定養殖業者の範囲について、政令で定める要件に該当する者に限定することとした。（第一二五条の六第一項関係）

3　残余財産の帰属

漁業共済団体の残余財産について、出資口数に応じた分配の結果なお残余財産がある場合は、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属し、これにより処分されない財産は、国庫に帰属することとした。（第五九条第三項及び第六七条第四項関係）

三　漁船乗組員給与保険法の廃止関係

漁船乗組員給与保険法を廃止することとした。